

# 障害者虐待防止法

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が、平成24年10月1日から施行されます。

● **虐待を見つけたらどうする？**  
 養護者、障害者福祉施設の従事者による虐待を発見した時は、速やかに市町村（使用者による時は市町村

- ① 障害のある人に対する虐待の禁止
- ② 虐待の予防と早期発見、その他の虐待防止等に関する国等の責務
- ③ 虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立支援のための措置
- ④ 養護者（家族等）による虐待を防止するための措置（養護者の支援対策など）

● **その他の関係者や団体等の役割**  
 この法律では、地域住民の一人ひとりが、虐待の防止等の重要性に関する理解を深め、地方自治体による虐待の防止等のための取り組みに協力するよう努めることが求められて

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待に関する通報又は届出の受理。
- ② 養護者による虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護のための相談、指導及び助言。
- ③ 虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発。

## 虐待ってどんなこと？

障害者虐待には、「養護者（家族等）による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」があります。

### ◆虐待の種類

● **身体的虐待**…暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。（身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制したりする行為も含まれます。）

● **心理的虐待**…脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える行為。

● **性的虐待**…本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本人からの同意かどうかを見極める必要があります）。

● **介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）**…食事や排泄、入浴、洗濯等、身の世話や介助をしない、あるいは必要な福祉サービス、医療、教育を受けさせない等により、障害者の生活環境や身体・精神的状況を悪化させる行為。

● **経済的虐待**…本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用する等、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

障害のある人に対する虐待が、個人の尊厳を著しく害するものであることに鑑みると、虐待を防止することとは、障害のある人の自立と社会参加にとって極めて重要であると言えます。10月1日から施行される障害者虐待防止法では、障害のある人の権利利益を擁護することを目的に、次に掲げる内容を定めています。

か都道府県）に通報してください。この時通報者の秘密は守られます。

### ● 障害者虐待防止センターについて

町では10月1日から「葉山町障害者虐待防止センター」を福祉課に設置し、次の業務を実施します。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待に関する通報又は届出の受理。

ご相談・通報に関する連絡は、福祉課 内線 236

237

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<b>【市町村の役割】</b> 相談、居室の確保、連携支援体制の構築等	<b>【設置者等の役割】</b> 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	<b>【事業主の役割】</b> 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
<b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 通報 → 市町村 ① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求）	<b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 都道府県 ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表	<b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表

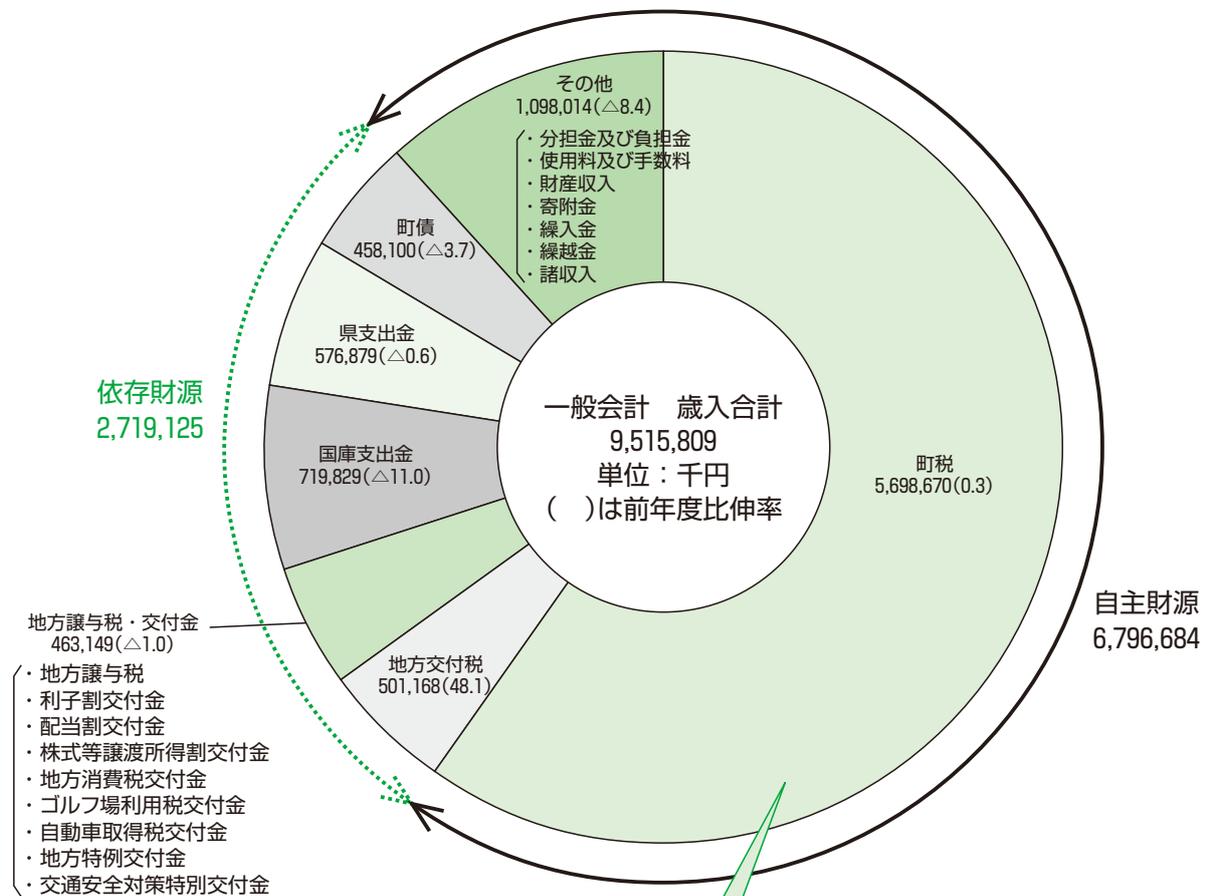
# 平成23年度 決算の概要

問合せ 財政課 ☎内線321・322

## 歳入歳出決算の総額

(単位：千円)

会計名	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	差引額 (A-B)
一般会計	9,515,809	8,938,656	577,153
特別会計			
国民健康保険	3,765,078	3,580,768	184,310
後期高齢者医療	725,877	683,173	42,704
介護保険	2,231,238	2,203,761	27,477
下水道事業	1,152,335	1,115,842	36,493
小計	7,874,528	7,583,544	290,984
合計	17,390,337	16,522,200	868,137



### 町税の内訳

(単位：千円)

区分	平成23年度決算額	伸率(%)
町民税	2,780,404	△1.4
固定資産税	2,225,974	1.6
軽自動車税	28,929	5.4
町たばこ税	136,290	13.6
都市計画税	527,073	1.3
合計	5,698,670	0.3

### 【一般会計】

最終予算額は、歳入歳出それぞれ93億8,676万4千円です。これに対し、歳入決算額は95億1,580万9千円で収入率101.4%、歳出決算額は89億3,865万6千円で執行率95.2%、翌年度へ繰越される額は、5億7,715万3千円となりました。

## 一般会計の主な増減

### 歳入

歳入決算額は、95億1,580万9千円で前年度対比マイナス0.4%、3,428万4千円の減となりました。

町税は、56億9,867万円で、前年度対比0.3%、1,913万5千円の増となりました。これは、依然として低迷する景気の影響により町民税が減となった一方で、固定資産税、町たばこ税等が増収となったことによるものです。

地方譲与税は、前年度対比マイナス2.6%、県交付金についても利子割交付金が前年度対比マイナス21.9%、株式等譲渡所得割交付金が前年度対比マイナス19.0%、自動車取得税交付金が前年度対比マイナス15.4%となるなど、景気低迷の影響を受

け減収となりました。

地方交付税は、前年度対比48.1%、1億6,278万2千円の増となりました。これは、社会福祉費や保健衛生費などの財政需要が増大したことにより普通交付税が増額交付となったためです。

国庫支出金は、7億1,982万9千円で前年度対比マイナス11.0%、8,861万2千円の減となりました。これは、耐震補強工事等国庫補助金を活用した大規模な建設事業がなかったことによるものです。

町債は、前年度対比マイナス3.7%、1,780万円の減となりました。これは、臨時財政対策債以外の建設事業等にかかる起債額が減少したことによるものです。

### 歳出

歳出決算額は、89億3,865万6千

円で前年度対比マイナス2.2%、2億400万円の減となりました。

総務費は、基金積立金の減により前年度対比マイナス9.2%、1億4,971万円の減となりました。

民生費は、障害者自立支援事業費の増、子ども手当制度の改正による支給額の増等により前年度対比7.8%、2億187万1千円の増となりました。

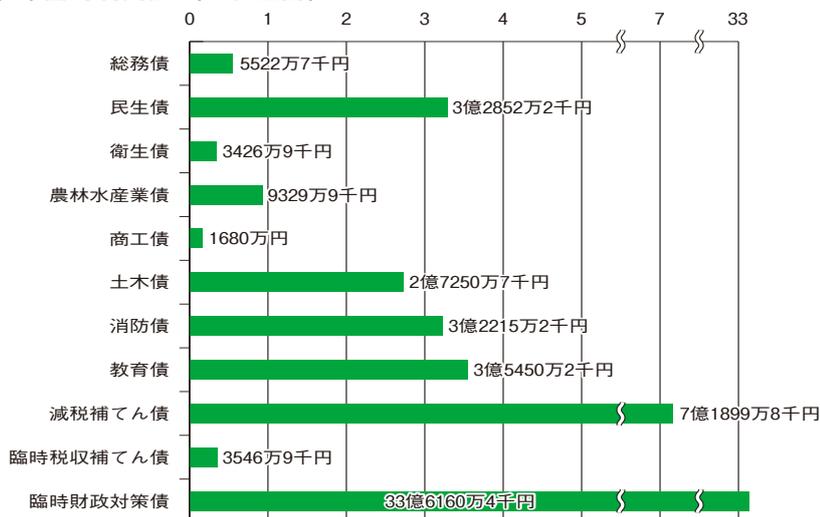
衛生費は、ふるさと葉山みどり基金積立金の減等により前年度対比マイナス0.4%、476万7千円の減となりました。

農林水産業費は、平成22年度で真名瀬漁港再整備事業が終了したことから前年度対比マイナス53.4%、7,070万7千円の減となりました。

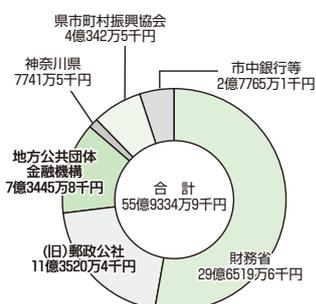
教育費は、小中学校の耐震補強工事が平成22年度でほぼ終了したこと等により前年度対比マイナス18.2%、1億7,710万3千円の減となりました。

## 町債の状況

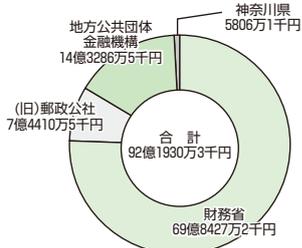
### (1) 目的別内訳 (一般会計)



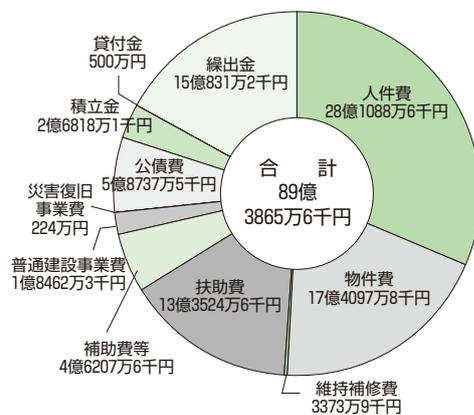
### (2) 借入先別内訳 (一般会計)



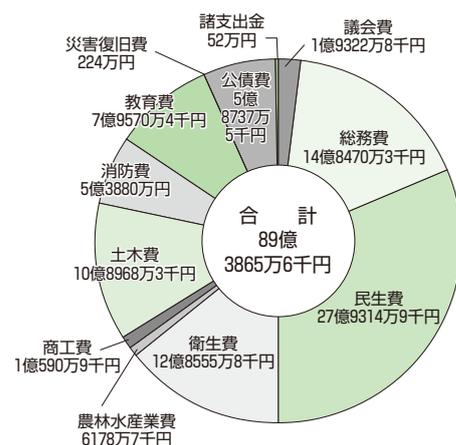
### (3) 借入先別内訳 (下水道事業特別会計)



### 歳出 (性質別)



### 歳出 (目的別)



## 【特別会計】

《国民健康保険特別会計》最終予算額は、歳入歳出それぞれ37億83万2千円です。これに対し、歳入決算額は37億6,507万8千円で、収入率101.7%、歳出決算額は35億8,076万8千円で執行率96.8%、翌年度へ繰越される額は、1億8,431万円となりました。

(1) 歳入 (単位：千円) (2) 歳出 (単位：千円)

区 分	平成23年度決算額	伸率(%)	区 分	平成23年度決算額	伸率(%)
国民健康保険料	1,065,565	2.9	総務費	56,426	0.4
使用料及び手数料	9	12.5	保険給付費	2,435,479	2.3
国庫支出金	716,417	6.5	後期高齢者支援金等	489,013	10.3
療養給付費等交付金	135,883	40.6	前期高齢者納付金等	1,445	89.9
前期高齢者交付金	949,806	2.4	老人保健拠出金	28	△ 99.2
県支出金	143,888	6.0	介護納付金	204,044	9.3
共同事業交付金	327,466	0.5	共同事業拠出金	333,644	3.3
財産収入	37	△ 7.5	保健事業費	24,727	8.3
繰入金	316,449	4.7	基金積立金	37	△ 100.0
繰越金	102,612	△ 38.5	諸支出金	35,925	419.4
諸収入	6,946	101.0	合計	3,580,768	0.5
合計	3,765,078	2.7			

《後期高齢者医療特別会計》最終予算額は、歳入歳出それぞれ7億2,776万円です。これに対し、歳入決算額は7億2,587万7千円で、収入率99.7%、歳出決算額は6億8,317万3千円で執行率93.9%、翌年度へ繰越される額は、4,270万4千円となりました。

(1) 歳入 (単位：千円) (2) 歳出 (単位：千円)

区 分	平成23年度決算額	伸率(%)	区 分	平成23年度決算額	伸率(%)
後期高齢者医療保険料	403,664	3.8	総務費	9,514	△ 17.2
使用料及び手数料	2	0.0	後期高齢者医療広域連合納付金	673,399	6.5
繰入金	280,631	8.8	諸支出金	260	△ 67.9
繰越金	41,072	7.5	合計	683,173	6.0
諸収入	508	△ 42.7			
合計	725,877	5.9			

《介護保険特別会計》最終予算額は、歳入歳出それぞれ23億6,241万5千円です。これに対し、歳入決算額は22億3,123万8千円で、収入率94.4%、歳出決算額は22億376万1千円で執行率93.3%、翌年度へ繰越される額は、2,747万7千円となりました。

(1) 歳入 (単位：千円) (2) 歳出 (単位：千円)

区 分	平成23年度決算額	伸率(%)	区 分	平成23年度決算額	伸率(%)
介護保険料	482,314	1.1	総務費	55,202	△ 5.8
使用料及び手数料	1	△ 100.0	保険給付費	2,107,182	3.7
国庫支出金	434,015	5.3	地域支援事業費	25,311	△ 37.7
支払基金交付金	629,971	2.5	基金積立金	12,037	△ 40.0
県支出金	327,149	5.9	諸支出金	4,029	△ 3.4
財産収入	37	△ 17.8	合計	2,203,761	2.2
繰入金	330,033	1.4			
繰越金	27,488	△ 21.1			
諸収入	230	△ 66.6			
合計	2,231,238	2.2			

《下水道事業特別会計》最終予算額は、歳入歳出それぞれ12億4,445万7千円です。これに対し、歳入決算額は11億5,233万5千円で、収入率92.6%、歳出決算額は11億1,584万2千円で執行率89.7%、翌年度へ繰越される額は、3,649万3千円となりました。

(1) 歳入 (単位：千円) (2) 歳出 (単位：千円)

区 分	平成23年度決算額	伸率(%)	区 分	平成23年度決算額	伸率(%)
使用料及び手数料	220,731	1.4	総務費	262,375	△ 0.9
国庫支出金	105,200	2.5	事業費	238,669	△ 11.5
県支出金	6,311	1.6	公債費	614,798	△ 0.2
繰入金	688,030	1.2	合計	1,115,842	△ 3.0
繰越金	32,046	△ 35.2			
諸収入	17	△ 99.7			
町債	100,000	△ 16.7			
合計	1,152,335	△ 2.5			

## 財政健全化指標の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成23年度決算に基づく財政の健全性を示す4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかに

する指標（資金不足比率）を公表します。

各指標が政令で定める基準を超えた場合には、財政の早期健全化や再生等を図る計画の策定が義務付けられます。

葉山町の平成23年度決算に基づく各指標の算定結果は、いずれも基準を下回っています。

### 1 健全化判断比率

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
実 質 赤 字 比 率	— (赤字になっていない) (14.19)	— (赤字になっていない) (14.21)	—
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (赤字になっていない) (19.19)	— (赤字になっていない) (19.21)	—
実 質 公 債 費 比 率	1.0 (25.00)	1.5 (25.00)	△ 0.5
将 来 負 担 比 率	— (算定されない) (350.00)	— (算定されない) (350.00)	—
標準的な状態で見込まれる一般財源	6,613,113千円	6,550,784千円	

( ) 内は早期健全化基準

**早期健全化基準**：財政の早期健全化を図るために政令で定める基準であり、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに都道府県知事に報告する。

### 2 資金不足比率

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
下 水 道 事 業 特 別 会 計	— (資金不足になっていない) (20.00)	— (資金不足になっていない) (20.00)	—
事 業 規 模 ( 料 金 収 入 )	220,390千円	217,299千円	

( ) 内は経営健全化基準

**経営健全化基準**：公営企業の経営の健全化を図るために政令で定める基準であり、資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに都道府県知事に報告する。

#### ①実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で一般会計の実質的な赤字額が「標準的な状態で見込まれる一般財源(※)」の規模に占める比率を表します。

※税収や普通交付税など使途が特定されない財源

#### ②連結実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で一般会計・特別会計の全てをあわせた実質的な赤字額が「標準的な状態

で見込まれる一般財源」の規模に占める比率を表します。

#### ③実質公債費比率

各自治体の公債費（一般会計や下水道特別会計の地方債の元利償還金など）による財政負担の割合を判断する指標で、3か年の平均で示されます。

#### ④将来負担比率

各自治体が将来に支出しなければならない財政負担（地方債の現在高

や退職手当の負担見込額など）が、標準的な状態で見込まれる一般財源の規模の何倍にあたるかを示す指標です。単年度にとどまらず、中・長期的な視点での財政状況を表しており、将来に財政を圧迫する可能性の大きさを示す指標といえます。

#### ⑤資金不足比率

下水道事業特別会計の各年度の経営状況を示す指標で、下水道事業の資金不足額が事業の規模（料金収入の規模）に占める比率を表します。